

平成27年 4 月22日

平成27年

第 4 回大田区教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成 27 年第 4 回大田区教育委員会定例会会議録

平成 27 年 4 月 22 日（水曜日）

1 出席委員（6名）

尾形 威	委員	委員長
芳賀 淳	委員	委員長職務代理者
横川 敏男	委員	
藤崎 雄三	委員	
鈴木 清子	委員	
津村 正純	委員	教育長

2 出席職員（10名）

教育総務部長	勢古 勝紀
教育総務課長	水井 靖
副参事（教育政策担当）	曾根 暁子
副参事（教育施設担当）	酒井 敏彦
学務課長	森岡 剛
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	菅野 哲郎
副参事	長塚 琢磨
学校職員担当課長	室内 正男
教育センター所長	岩田 美恵子
大田図書館長	五ノ井 巖暢

3 日程

日程第1 教育委員の報告事項

日程第2 部課長の報告事項

日程第3 議案審議

第50号議案 大田区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例原案の提出について

第51号議案 大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例原案の提出について

第52号議案 大田区教育委員会の組織に関する条例の一部を改正する条例原案の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）附則（平成26年6月20日法律第76号）に基づき、改正前の法第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第4回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 尾形 威

(午後3時開会)

○委員長

ただいまから、平成27年第4回教育委員会定例会を開催します。
本日の会議に出席する職員氏名の読み上げをお願いします。

○事務局職員

本日の出席職員の氏名を読み上げます。

勢古勝紀教育総務部長、水井靖教育総務課長、曾根暁子副参事（教育政策担当）、酒井敏彦副参事（教育施設担当）、森岡剛学務課長、菅野哲郎指導課長、長塚琢磨副参事、室内正男学校職員担当課長、岩田美恵子教育センター所長、五ノ井巖暢大田図書館長、以上10名でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

本日は、傍聴希望者がおります。委員の皆様は傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○委員長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。御協力、よろしくお願ひいたします。

次に、会議録署名委員に津村教育長を指名します。よろしくお願ひいたします。

本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第1は、「教育委員の報告事項」でございます。

本日は、横川委員より御報告がございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長

それでは、横川委員より御報告をお願いします。

○横川委員

それでは、私は先日、2ヶ月ちょっと前になりますが、2月12日に池上会館で行われた平成26年度学校保健研修会に行きまして、興味ある発表がありましたので、そのことについてかいつまんで発表させていただきます。

この研修会というのは、大田区学校保健会というのがありまして、これは大田区の内科

校医、歯科校医、それから薬剤師、養護の先生、栄養士さんなどが所属しておりまして、この学校保健会の学術委員会というのが主催する、1年に一度、大体2月の上旬に行われているのですが。この学校保健会の目的は、学校保健関係が直面している諸課題について研修する機会を設け、研究協議することにより学校保健の充実・発展に資するというところで、この研修会を毎年開いているということでもあります。昭和41年2月23日が第1回の開催で、その後、毎年行われております。

発表者は、学校医（内科・耳鼻科・眼科）、学校歯科医、学校薬剤師、養護教諭、栄養士、これらの毎年7題から8題ぐらいの発表が集まって発表しているということです。

ここ数年は池上会館で開催されておりますけれども、対象は、学校保健関係者、学校医など、あるいは養護教諭・栄養士・学校長、教職員、PTAなどが対象になっております。

毎年、発表したものは、この『おおたの学校保健』という雑誌が出ておりまして、主催は学校保健会なのですが、大田区教育委員会の学務課保健給食係の方々が事務をほとんどやっていただいております。大変充実した発表で、私も大体いつも勉強に行っております。

本年度の発表内容をかいつまんで、手短にちょっとお話しさせていただきたいと思えます。お手元に今回のプログラムがありますけれども、1から8までございまして、全部御説明すると大分時間がかかるので、それぞれの私がこの点はよかったなという点をピックアップしてお話しさせていただきたいと思えます。

まず、第1題目の食べる機能。大体1題10分の発表で、5分ぐらいの質疑応答があるのですが、1番目の発表ですけれども、これは「食べる機能について」ということで、北糺谷小学校の学校歯科医の米山先生という方が発表されました。

これは、なぜ、この食べる機能について発表しようと思ったかということ、千葉県で、小学校6年生がパンを喉に詰まらせて窒息死をしたという事件が昨今あったそうです。この発表では、パンを食べるときの口腔内の動画ですね。つまり食べ物がどういうふうに飲み込まれていくか。口から入って歯でかみ砕いて、それを動画で示していただけて非常にわかりやすい。

それで、問題は早食い。最近、早食いが流行っている。テレビでも、この間も大食いの女の子が出てきて、いかに早く食べられるかというのをテレビでやったりしておりますけれども。早食いをするということは丸のみを覚えてしまう。丸のみを覚えると、どこかでひっかけてしまうということで、その丸のみを防止しようということで、学校でも教育に使っているということです。

この先生のおっしゃりたいことは、早食いの防止と、それから五感を使って食べよう。つまり、まず食べ物を目で見て、それからさわる、あるいは舌の感触、それからにおいを嗅いで、そして味わう。あまり音を立てるのもあれですけれども、食べた、かじった音だとか、かんだ音だとか。そういう五感を使ってしっかり食べていこう、ゆっくり食べようということを主張したいということで、この発表になったそうです。歯科医の先生でしたので、非常にわかりやすく大変勉強になりました。

その次に、2番目ですけれども「大田区におけるこの10年間の児童生徒の視力の推移と特徴」ということで、特に中学生にスポットを当てたということです。これは松仙小学校の学校医の眼科の先生ですが、真木先生という先生が発表なさいました。

これは平成16年から25年、この10年間ですね。大田区の中学生の視力について調べたと

ということです。裸眼視力が1.0未満の子どもたちについて調べたということですが、大体大田区では58%ぐらい1.0未満の子どもたちがいるそうです。女子、男子ともに学年が上がるにつれて視力低下の子どもたち、つまり1.0未満の子どもたちの割合が上昇している。つまり目が悪くなっている、当たり前ですけれども。

大田区は、目の悪い子が多いそうです。東京都全体、全国に比しても目が悪い子が多い。このパーセンテージが多いということです。ちなみに大田区では58%ですが、東京都では55%、全国では53%、大田区部では大体57から58%ということで、ちょっと目の悪い子が多いそうです。

小学生から中学生になるにつれて目が悪くなっていきます、当たり前の話ですが。特に、女子が男子を上回っている。これは、いつも常に各学年全てそうだそうです。理由は、よくわかりませんとおっしゃっていました。そして、その目の悪い子がだんだん低年齢化、低学年に増えてきているそうなのですけれども。

悪化させる要因としては、まず遺伝的な要因。両親が目が悪い子どもは大体通常の8倍ぐらい、片親の方が目が悪い方は大体2、3倍だそうです。特に、昨今問題になっているのは環境因子ですね。どういったものが環境因子かといいますと、まず受験。昨今中学受験率が増えてきているので、目の悪い子が増えているそうです。

それから、皆さん御存じのように携帯電話ですね。携帯電話が増えているということで、特に進学を機に増えるそうです。学年が上がったので、じゃあ、携帯電話を買ってやろうというケースが多いらしいです。携帯電話の所持率を調べたそうですけれども、小学3年生では7%ぐらい。中1になると16%に一気にはね上がるということです。

それから、インターネット使用時間が長ければ長いほど目が悪くなる。これも当たり前なのですが、インターネット使用時間は小学生で大体21.8分、中学生が86.6分。これは4倍ぐらいですね。高校生は134.3分だそうです。当然のことながら、携帯型端末など使用時間が増えれば増えるほど悪化するということです。

そして、今後どうすればいいか。いかに小中学生の近視進行を防止するかということですが、今、申し上げた環境因子の改善ということが大切なのですが、具体的にすぐにはできるということになると、屋内よりも屋外の活動を増やしてあげる。子どもたちに、屋内の活動よりも屋外で遊ばせる、運動させるというところを増やしてあげたほうがいいのではないかとということです。

それから、3番目ですが「腎臓検診について」です。これは、南六郷小学校の内科校医の横山先生が発表なさいました。

腎臓検診と一言と言っても、どうやるかということ、子どもたちにおしっこをとって来させて、蛋白尿、血尿をチェックして、1次検診、2次検診、最終的に3次検診まで行ってしまえば医療機関を受診させるということをやっているわけです。大田区の学校の検診は、非常にいいそうです。ほかの区に比べても非常にレベルが高い。ただし、問題点も少しあるそうです。要するに、問題は2次検診、3次検診と上がっていく子どもたちが大変多いので、その辺をどこで線を引くかということだそうです。

そして問題点は、各自治体で陽性の基準が異なっているそうなので、これを統一しないと全国レベルでのものが言えないそうなので、これをなかなか統一が難しいと。各自治体でばらばらだそうです。

大田区では、大学病院の腎臓の専門の教授に相談しながら、それで、この学校検診を進めているようなのですが、幾つか問題点もあるそうです。

それから、4番目「スギ花粉症の舌下免疫療法について」ということで、これは皆さんもお聞き及びですけれども、花粉症ですね。スギ花粉症の免疫療法とって、体をならしていく治療です。それが、今までは注射でしかできなかったのが、薬でできると。口に含んでできる。ですから、自宅でもできるということです。

これは、学校保健ということもありますけれども、全体的な一般的なお話が今回の中ではされていましたが、特に、最近スギ花粉症の低年齢化。スギ花粉症とかアレルギー性鼻炎と言いますけれども、スギ花粉によるアレルギー性鼻炎をスギ花粉症と言っているわけですね。ですから、ヒノキもあれば、ほかの花粉もあれば、ハウスダストもあれば、ダニもあれば。いろいろ、そういうものを全てアレルギー性鼻炎、あるいは目に来る場合はアレルギー性結膜炎と言っております。

子どもは、従来ハウスダストやダニ、食物アレルギーが中心だったそうですが、最近になって、このスギの花粉症が大変増えているそうです。例えば春先の風の強い日に、1日外でサッカーをやっていたら、それで、アレルギー性のスギ花粉症になってしまったというケースもあるそうです。

その改善方法として、この舌下免疫療法というのが脚光を浴びているわけですが、ただ、現在はこの舌下免疫療法は12歳以上の子どもでしかできないのです、保険適応が認められていないので。今後は、もうちょっと12歳未満の子どもたちにもできるように、学会などでいろいろ治験をやったり、いろいろやっているそうですけれども。この舌下免疫療法は、今までの体質改善に比べれば安全性が高いそうです。

それから、5番目「子どもをとりまく環境と騒音」ということですが、清水窪小学校の学校薬剤師、築野先生です。

子どもたちを取り巻く騒音というものが大変、最近問題となっているわけですが、この薬剤師の先生は田園調布ブロック内で騒音を測定して、騒音による影響を調べたということ。

学校での騒音のレベルですね。望むべき騒音のレベルは大体30デシベルと言われております。デシベルという、これは音の単位ですが、例えば、犬の鳴き声ですね、ワンワン吠える。これが90から100デシベルだそうです。それから子どもの駆け足、バタバタという音の、これが50から66デシベルということで、結構、そんなにするのかなという感じがしますけれども。それから、人の話し声ですね。これは声の大きさにもよりますが、普通の話し声で、大体50から61デシベル、大声が70から80デシベルということです。学校では、大体図書館レベル、30デシベルということで、窓を閉めるとかなり集中できるようなのですが。

例えば、この先生は各学校での騒音を測ったようなのですが、大森第六中学校のところはちょっと坂道になっていますけれども、少しこのデシベルがやや高いそうです。でも、それは許容範囲だそうです。それから、新幹線が通っている近く。これは、新幹線は最近大分静かになったそうで、あまり授業に影響が出るという音ではないそうです。

人体への影響。この騒音をずっと聞き続けるとどうなるか。当然のことながら難聴、集中力の低下、不安感、いらいら感、それから血圧上昇、唾液分泌の低下などが起きてくる

そうです。30デシベル以下が望ましいと。つまり図書館レベルぐらいが望ましいということで、学力アップのためにはなるべく静かなほうがいいのですが、BGM程度なら、集中力が逆にアップすることもあるそうです。静かな音楽ですね。クラシック音楽とか、セミクラシックみたいな、イーजीリスニングのような音楽ですね。そういうものだといいそうです。

それから、難聴にならないためには大きくても65デシベルぐらいまでにしてほしいということですが。音を聞いた時間の3倍耳を休ませてくださいということ。3倍の時間休ませる。結構、休ませないとならないのかなという。

それから、6番は「特別支援教育と養護教諭」ということで、これは馬込中学校の養護教諭の須田先生、大森第一中学校の養護教諭の本田先生が、平成17年から中学校の養護の先生を対象にアンケートをとっているそうです。

どんな内容かという、こちらの資料にあるので、後でゆっくり見ていただきたいと思うのですが、個別指導を計画しているかとか、コーディネーターは誰がやっているかとか、そういうアンケートが詳しく書いてありますので、今日はここで全部御披露する時間がないので、資料を後ほど見ていただきたいと思います。

それから、7番目「発育測定時の保健指導」ということで、南蒲小学校の養護教諭の相澤先生ほか、小学校学校保健研究部というのがあるそうなのですが、その先生方三、四人で発表をしていただきました。これは、大変興味がありました。おもしろく勉強にもなったわけですが、

まず、どう言ったら子どもたちに興味を持たせて保健指導ができるか、健康のことに興味を持って、そして、自分たちの健康に対して気をつけさせるかということを目指して始めたそうです。パネルを使ったり、いろいろなものを使って、子どもたちにわかりやすく興味を持たせるということが趣旨だそうです。例えば歯垢ですね、歯の歯垢。酸により溶ける様子をパネルで見せたり、キャラクターを登場させるそうです。歯ブラシマンとか、アンパンマンではないですが、歯ブラシマンみたいなものを登場させた紙芝居で見せる、あるいはスライドで見せるみたいなあれがありました。

それから、保健室を訪れる子どもたちに対して、個々にですね。例えばおなかが痛いとか来てしまった子に対しては、どうしておなかが痛いのか、例えば今日うんちが出たのか、どのようなうんちだったのかということの説明させるときに、子どもたちの興味を引くようなパネル教材をやはり使用しまして、うんちですね。うんちなんてわめいていますけれども。よいうんちとはどういうものか。それから、こういったちょっと色の違ううんちが出たら、どういうところが悪いのか、どういったところが気をつけたらいいのかという、うんちの分類と定義のカードをつくって子どもたちに示す。しかも、紙粘土でうんちの模型をつくっていろいろな、ちょっと表現が汚くて申しわけないのですが、茶色いうんちだとか、黒っぽいんちだとか、白っぽいんちだとか、緑色のうんちとか。そういうのをつくって、しかもマグネットでぺたんとかくっつけて説明する。

それで、よいうんちの7箇条というものをつくったそうで、ちょっと養護の先生に借りてきたので。こういうパネルをつくって、何て書いてあるかという、「あー、いうんち」と言うのですが、例えば「あ」は朝の一杯、朝御飯はゆっくりと。「あー、いうんち」の「い」ですね。いつも同じ時間に一杯野菜、豆・乳製品。「う」、運動すれ

ばうんちもすっきり。うんちの「ん」ですね。ん〜と我慢しないですぐトイレ。これは、学校でなかなかうんちに行けないのですね。恥ずかしいとか、からかわれるとか。そうすると、習慣性便秘症と言って便秘になってしまうのです。ですから、我々もそうですけれども、トイレに行きたくても我慢していると、そのうちにうんちに行かなくてもよくなってしまいます。そういうことをつくったそうです。それから、「ち」はちゃんとうんちのチェックということで、先ほどうんちの色だとか、うんちの状態だとか。

ですから、子どもたちに、朝でも夜でもうんちをしたら、自分のうんちはどんなうんちだったか。うんちだけではないですね。おしっこもですね。どんな色のおしっこだったか。おしっこはたくさん出たか。黄色くなかったか、あるいは透明だったかとか。そういうことを教えているそうです。大変、私は医者なものですから、医者として、これはいいことを教えているなと思いました。

それからもう一つ、最近問題になっているのが姿勢ですね。姿勢が悪い子が多い。昨日も、私、南蒲小学校の健診に行ってきたのですけれども、姿勢の悪い子が確かに多くて。そこで、その養護の先生がやはりいろいろ工夫をされて、よい姿勢とはどういう姿勢か。それから、背骨の仕組みはどうなっているのか。それから、よい姿勢というのは体の発達に大切であるということで、音楽に合わせてよい姿勢について、その歌詞の中に、よい姿勢についての言葉を入れて子どもたちに歌わせると言っておりました。それから、紙芝居を用いてよい姿勢をとらせる。

それで、おもしろかったのが、このTシャツですね。背骨の模型が背中に書いてある。こういうTシャツをつくらせて、これを着せるそうです。そうすると、背骨が曲がっていると、背骨が書いてあるのですけれども、これとずれるのだそうです。そうすると、子どもたちは実際にこれを見てわかる。ですから、なかなかデザインもしゃれているのですけれども、これ背中です。前は、こういうふうに肺とか胃とかが大体どの辺にあるかというのが書いてあります。これも子どもたちに大体肝臓はどの辺にあるかとか、胃はどの辺にあるのか。多分、大人の人でも、どこに大体胃があって、すい臓があってとか、あまりよくわかっていない人も中にはいらっしゃるのではないかなと思うので、子どものうちから臓器の位置が勉強できるので、これもいいのではないかなと思いました。

それから、もう一つおもしろいのがあったのですけれども。姿勢ペンダントというのがありまして、ペンダントで紙粘土みたいなものでできているのですけれども、これを首にかけるのです。かけると、私はちょっと座高が高いのであれですけれども、座高が低いと姿勢が悪くてこうなると、この机にぼんと当たるのだそうです。それで、あなたはちょっと姿勢が悪いと、自分で気づくわけですね、姿勢が悪いと。そういうものです。これは、貸し出しをしているのですけれども、こういう姿勢ペンダント。こういうおもしろいものもついたり、いろいろ本当に工夫されて、これは、子どもたちは興味を示すなど思いながら見ておりました。これは1回こっきりではなくて、毎年繰り返し繰り返し繰り返すことによって、身についてくるということだそうです。

それから、最後に8番目「生きる力を育む学校給食ー健康でたくましい生徒の育成を目指してー」ということで、これは大森第十中学校の栄養士さん、石渡さん、それから大森第六中学校の永森さん、これも栄養士さん。それから、矢口中学校の田原さん、これも栄養士さんですが。

これは、最近給食を残す子どもが大変多いと。それで、どんなものを残すのかというのをチェックしたそうです。残したもののナンバー1は御飯だそうです。2番目は豆、豆製品。ですから、大豆でつくったもの、豆腐とかですかね。それから、のり、海藻が多かったということで。そうなのですかね。これは、我々ですとみんな好きなものばかりなのに、子どもたちは意外にもこういったものを残すのだなと思いました。

御飯はエネルギー源として大切だけれども、御飯を食べる児童はだんだん少なくなっている。パン食になっているのでしょうか。この人たちの目標は、5%残菜率を減らすということが目標だそうです。それともう一つ、御飯の重要性、御飯をしっかり食べなさいということですね。

それから、豆や豆製品も、これも残菜率が高いので、これももうちょっと。給食で納豆とかが出るのかどうかちょっと知らないのですけれども、納豆も豆製品ですね。納豆が嫌いな子は、中には結構いるのかもしれませんが。

非常に各学校医の先生、歯科校医、眼科、耳鼻科、それから養護の先生、薬剤師さん、栄養士の先生、皆さんいろいろ工夫されて頑張っておられるなということで。非常に一生懸命、熱心に、皆さん聞いているほうも熱心に聞いておりましたし、質問もいっぱい出ました。私も大変聞いていておもしろかったのですが、こういったのに興味を持っていただいて、学校に関係する方は、この会に出て聞いていただいてもいいのではないかなと思います。

周知方法としては、各学校に、その時期になるとお知らせが来るそうですので、あるいは校長先生にもお知らせが行くそうですので、ぜひ興味を持って聞いていただければ大変勉強になって、子どもたちのためにもなるのではないかなと思っています。

ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○委員長

ただいまの御報告に、御意見・御質問はありませんか。

○鈴木委員

非常に興味を持って聞かせてもらいました。ありがとうございました。

工夫のところ、先ほど見せていただいた、実物を見ると一番わかるのですが、Tシャツとかペンダントなのですが、それは学校が独自に、簡単に言うとお金を出して。

○横川委員

そうですね。学校によって、多分。どこの学校でもつくっているわけではないのです。費用は、どうやって捻出しているのか、ちょっと聞き損なったのですけれども。

○鈴木委員

あくまでも、変な言い方ですがけれども、限られたところで今やっているという。

○横川委員

そうですね。ですから多分、かなり養護の先生とか、その辺の考え方にもよるのではな

いかと思うのです。

ただ、このパネルとかを使っては結構おられるのではないですか。そんなにお金もかからないと思いますから。この辺は、ちょっとわかりません。これは、ある程度お金のかかることですから。どこから費用を捻出しているのか。それ、ちょっと聞きそびれました。今度聞いてみます。

○藤崎委員

私も不勉強で、これに出たこともありませんし、よく知らなかったのですが、どうやってこの情報・知識をお互いに交換していくかということで、相当、全部同じことをやる必要はないと思うのですが、知恵とかアイデアが広がっていくとすごくいい機会になるのだろうなという。何とかして、これ、ちょっとこの機会を広げて、情報を広めていけることができたらいいなと思いながら聞いていました。すみません。感想になってしまいましたが、どうもありがとうございました。

○委員長

ほかに。

それでは、私のほうでいいですか。私は、年数回実施する発育測定時における保健指導ですけれども、かなりたくさん見ました。そのちょっと、授業のトータルの様子をちょっとお話ししたいなと思います。

まず、保健指導の授業の概要です。先ほど横川委員がおっしゃったのとほとんど同じなのですけれども、まずは先生方の手づくり教材が素晴らしいのです。だから、子どもたちが興味を持って見て、そして理解できる、素晴らしい手づくり教材。そして、その養護教諭の先生方が研究したことが全て各学校、その年また次の年に参考にして、活用して発育測定時に指導しているのですよね。

それから、第2に人形や模型、あとパネルシアター、それから手づくり紙芝居。そして写真やパネル、あと場面やグラフなど、実物をその授業の場で提示して、そして視覚的に捉えさせて、子どもの意欲を引き出して理解を深めさせる。そういう工夫がなされています。保健室の一角を使ってやっていますので、本当に子どもが集中してやっています。

それから、第3にいろいろなものをつくったりして具体的に物に触れたり、または動かしたりして、体の発育や健康について実感を伴ってやらせて、そして確かめさせているということ。

第4に、養護の先生の専門的な指導を生かして、自分の体について科学的な理解を深める。それがやはり素晴らしいなと思いました。子どもたちは、あ、そうか。わかったと保健室に、笑顔やつぶやきが広がる授業になっております。

そして、課題としては、先ほど横川委員からもあったのですけれども、保健指導をすると、指導直後には子どもたちの生活に効果が出るのです。時間とともに、また戻っていくということがありますので、やはりその効果が持続するために、家庭や保護者の方と連携を通してやったり、それから、先ほど横川委員が繰り返し繰り返し指導していくと、そういうことが大事ではないかなと。この養護の先生による実践研究は、本当に普通のいろいろな学校の保健指導にとっても役立っているなと私は思いました。

ほかに何か。

○芳賀委員

感想になってしまうのですが、私が中学校に行っていたのは40年近く前になるのですが、学校公開とかに行き行って感じるの、子どもたちの顔を見て思うのは、にきびが減ったなどというのをものすごく感じるのです、40年前と比べて。我々が子どものときは、にきびで男の子も女の子もかなり苦労していましたし、また跡が残って、いわゆるあばた面という、ちょっと真っ赤になってしまっていて本人かなり気にしているなんていう様子を見たのですが、今の学校は非常に肌がきれいですね。子どもたちの肌がきれい。何が原因なのかなというの、もちろん素人だからわからないのですが、多分清潔になったということ。あと、いろいろコマーシャルなんかで、にきびのケアなんかの知識が子どもたちにも随分進んだのだと。多分、そのあたりかなと私は思っているのですが。

ただ一方において、今度アトピーの子か何か、アレルギーと言っているのでしょうかね。違う形で激しく出る子がまたあらわれ始めているようで、例えばアトピーもそうですし、今日、委員に御説明していただいたスギ花粉症の話、あと時々給食との絡みで食物アレルギーの激しいのとかがあらわれたりすることもあるようです。

学校は、お子さんを預かっている時間が長いので、その間に何かできること、あるいは緊急に対応しなくては行けない課題というのがあるのですが、そういうところで養護の先生、給食の先生、学校医の先生、皆様方いろいろ御苦労されているという話は、委員会の協議会や何かで御説明を伺っているのですが、今日、今回のスギ花粉症であるとか、あと給食であるとか、やはり皆さんいろいろ我々が見えないところで御尽力いただいているのだと、そういうのが感想でございます。

○委員長

ほかに。

○鈴木委員

最後になりましたけれども、私も感想になろうかと思いますが、非常にお話を伺って、私自身楽しく聞かせていただいたということは、多分、この会を毎年やられて、お互いに楽しみながらこの研修会をやられているのだろうと、そんな印象を受けました。

先生の子どもに対する指導方法ですね、このように常にお互いに相互連携をとり合っているということは、保健にかかわらず、全ての学科において、こういうものが横に連携をとってやるということは、非常に子どもたちの、学力も含めてですが非常に向上していくのだろうとつくづく今お聞きして感じました。

具体的に言いますと、先ほどの文章なのですが、3番目の腎臓検診についてちょっと伺いたいのですが、1次検診、2次検診、3次検診とあるということですが、どこで区切ったらいかなという部分については、その1次検診、2次検診をやった後に、その様子を見て、あとは専門的にここで行ったほうがいいたろうということを目指していることですね。

○横川委員

いや、そうではなくて、例えば尿の蛋白の程度がプラスマイナスで行ってもらうか、あるいは尿に血液の反応が出ていたら行ってもらうかとか、そういうところです。ですから、一応もちろん基準はあるのですけれども、その基準が今のままの基準でいいのかどうかというところが一つ問題になっているというか、各自治体で違うというのが、そこでちょっと違ってしまって、かなり根本的なところで違ってしまうので、その辺を検討したほうがいいのではないかということが言われております。

ですから、感覚で言うのではなくて、その反応の数字というか程度で決まっているわけです。1次検診から2次検診、2次検診から3次検診。3次検診に行けば行くほど病気に近いということなのですから。

○鈴木委員

だんだん重くなっていくと、病院へという形になろうかと。

○横川委員

そうですね。病院へ、専門医に診てもらいなさいということになると思います。

○鈴木委員

そうなったときに、例えば重篤になってきたといたら、もう完全に病院なのでしょうけれども。実は、私自身がごく小さいときに腎臓をやったことがあるのです、急性のあれをやって、急遽1週間ぐらいで治ったのですけれども、即対応したということ。

こういった、例えば腎臓にかかわらず、様々な子どもたちには病気が出たりすると思うのですが、そういった中で、大田区全体の中で、例えば日常生活、学校・家庭の生活に支障を来す子どもたちが今どのぐらいいらっしゃるのかなと思ったのですが、それについてはいかがですか。

○横川委員

病気の程度ですよね。ちょっと難しい問題だと思うのですが、例えばぜんそくがひどくて、学校になかなか欠席が多いとか。病気によって、医学の進歩とともに克服できる病気と、なかなか克服できない病気によって違いが出ると思うのですが、今、お話ししたぜんそくなんかは大分克服できて、これはいいお薬ができたせいですし、そういった学校をしょっちゅう休んでいる子というのはだんだん少なくなっていると思います。ですから、年々医学が進む、それから生活環境も改善しているということで、そういった子どもたちの数は当然ながら減少傾向にあるのではないかなと思いますけれども。

先ほど、新しくアレルギーも増えているということで、確かにそのとおりですし、これもまた環境が逆によくなっているのではなくて、そういう部分では悪くなっているのではないかと思いますので、アレルギーの子どもたちは増えていると思います。

○鈴木委員

ありがとうございます。こういったものについては、会場の都合もありますでしょうが、

できるだけ発信をして、機会を捉えて行かれる方が多くなればいいのかなと思いますが、ぜひ公開していただければありがたいです。ありがとうございました。

○委員長

ほかに。

では、承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認いたします。

日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第2は「部課長の報告事項」でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、部課長の報告をお願いします。

○教育総務部長

私からは、平成27年度教育委員会事務局の主要事務事業につきまして御説明をさせていただきます。お手元にお配りさせていただいております資料を御覧いただきたいと思います。

この主要事務事業でございますけれども、一つには大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年（後期）」の事業となるものが、このナンバーの1番の基礎学力の定着から、3ページになりますが13番の図書館を活用した学習環境の整備・展開という、この13項目でございます。それに加えまして、4ページでございます。2のその他の主要事務事業として、7事業を取り上げさせていただいているところでございます。

本日は、その中で、27年度から、特に新たに事業展開するものを中心としまして、何点か御説明をさせていただきたいと存じます。

恐縮でございますが、1ページの4番、ICT教育の推進から御説明をさせていただきます。ICT教育の推進でございますけれども、電子黒板やタブレットPCなどのICTを積極的に授業に活用することで、児童・生徒の学力の定着と学ぶ意欲の伸長を目指すものでございます。

今年度から、平成27年度からでございますが、小・中学校各一校にICT活用推進モデル校、具体的には北糀谷小学校と蒲田中学校でございますけれども、これを設置させていただきまして、実践的な研究を行うとともに教員研修の中核的な役割を果たす学校とさせていただくものでございます。

次に、その下の5番目、国際理解教育の推進でございます。英語を活用したコミュニケーション能力や、日本及び世界の伝統や文化を尊重し、国際社会に貢献できる力の育成を目指して、国際理解教育を推進するものでございます。

今年度からでございますけれども、外国語教育指導員を小学校1年生から派遣いたしま

して、小・中学校全学年で外国語活動を実施するものでございます。それから、今年度新たに、小学校第5学年を対象としまして疑似留学体験ができる大田区小学校イングリッシュキャンプを実施させていただきまして、コミュニケーション能力の素地を培うことになってございます。

小学校第5学年の大体300人、1クラス2名ずつぐらいの子どもたちをここに参加させていただきまして、そういった経験をしていただくということも考えているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ、9番でございます。体力向上の推進でございます。御案内のとおり、大田区も東京都全体と同様に、子どもの体力が全国平均を下回っているというところでございます。

こういった中で、体力向上の推進ということに取り組んでいるわけでございますが、今年度からは、体力向上モデル校を12校に大幅に拡充をさせていただきまして、体育・健康教育授業地区公開講座等を実施をさせていただくことになってございます。

あわせまして、小学校の体力向上モデル校、12校のうちの9校が小学校でございますけれども、ここに体育指導補助員を派遣させていただきまして、低学年体育の授業の改善充実を図るものでございます。あわせまして、体力向上推進委員会を開催し、体力向上に向けての施策の検討を引き続き行ってまいります。

もう1枚おめくりいただきまして、3ページでございます。10番の学校施設の改築でございます。既に御案内かとは存じますが、今年度から、1年につきまして2校ずつの学校の改築を進めるということになってございます。

今年度は、新たに入新井第一小学校、大森第七中学校につきまして、改築に向けての基本構想・基本計画に向けた動きをさせていただくということでございます。

最後に、13番の図書館を活用した学習環境の整備・展開でございます。これにつきましては、これまでモデル的に小・中学校何校かを1年ごとの期間区切って、学校図書館の支援事業を図書館からやっていただきましたけれども、今年度から新たに指定管理事業者の業務の一つとして、学校図書館の支援事業を各図書館のほうに位置付けたということでございまして、今年度から1年、区立の小・中学校に展開をさせていただくものでございます。

変わります、4ページ、恐縮でございます。その他の主要事務事業ということでございますけれども、1番でございますけれども、放課後の安全な居場所づくりでございます。小学校内の施設を利用した放課後の居場所づくりを推進してまいります。

特に、平成27年度からは、これまで大田区ではなかった放課後子ども教室を展開するということで、あわせてこれまでの学校保育の部分と一体的に実施をし、スペース上、まだ実施できないところは放課後子ども教室単独での実施もするというところでございます。27年度は、実施校は23校でございます、一体型が14校、単独型が9校ということでございます。今後も随時この事業を進めていくということで、将来的には全校で実施をするものでございます。

以上、雑駁でございますけれども、27年度の教育委員会事務事業の主要事務事業につきまして御説明いたしました。後ほど、お目通しをいただければと思います。

○学務課長

私からは、小・中学校在籍者数について御報告をさせていただきます。

A 4、1枚の両面刷りの資料、平成27年4月7日現在数と記載してある資料を御覧ください。これは、本年4月7日現在の在籍者数を御報告するものでございまして、対外的に公表する確定数字は5月1日現在の学校基本調査に基づく数字となります。5月1日現在の数字は、改めてここで御報告させていただきたいと考えております。

それでは、表面の小学校から説明させていただきます。本区の児童数の総計でございしますが、表の一番下を御覧ください。

大田区立小学校在籍児童数総計は2万8,475人でございます。また、その右側にあります大田区立小学校学級数総計は955学級でございます。平成26年4月7日現在との比較でございしますが、児童数で306人の増、学級数で14学級の増となっております。

今年3月に卒業しました6年生に比べまして、4月に入学した新1年生の数が前年より多かったというのが特徴でございます。また、小学校59校のうち、児童数が増加したのが37校、逆に減少したのが21校、同数が1校となっております。

次に、裏面の中学校について御説明をいたします。生徒数の総計でございしますが、表が幾つかございしますが、上の表の部分の一番下を御覧ください。

大田区立中学校在籍生徒数総計でございしますが1万1,134人でございまして、その右側にあります大田区立中学校学級数総計は342学級でございます。平成26年4月7日現在と比較いたしますと、児童数で、こちらは22人の減、微減となっております。学級数については、前年と同数でございます。全28校のうち、生徒数が増加した学校が15校、減少した学校が12校、同数が1校という状況になってございます。

冒頭で申し上げましたように、4月7日現在の数字でございしますので、5月1日付の学校基本調査に基づく児童・生徒数につきましては、改めて御報告させていただきます。

○指導課長

私からは、平成28年度使用中学校教科用図書採択に係る委員会の設置について御報告を申し上げます。資料、平成28年度使用中学校教科用図書採択に係る委員会の設置についてを御覧ください。

平成28年度使用中学校教科用図書採択を公正かつ円滑に行うために設置する委員会といたしまして、資料のとおり、教科用図書調査委員会と教科用図書資料作成委員会を設置することを御報告いたします。

教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められた教育委員会の責務でございます。また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に採択期間が4年と定められ、現在使用している教科書は平成24年度から27年度までとなります。平成28年度から使用する教科書については、その前年度である本年8月31日までに採択を行わなければならないとなっております。

採択までのスケジュールにつきましては、次の資料、平成28年度使用中学校教科用図書採択事務進行計画に沿って進めてまいります。

○大田図書館長

私からは、文化財関係の刊行物といたしまして、埋蔵文化財調査報告書について御報告いたします。

この書名は、大田区の埋蔵文化財第22集『久ヶ原遺跡Ⅴ 山王遺跡Ⅴ 下沼部貝塚Ⅱ発掘調査報告』でございます。

報告の内容につきましては、平成19年度に実施いたしました、山王遺跡の集落及び墓域の分布と変遷を明らかにするための発掘調査及び平成24年度に実施いたしました久ヶ原遺跡及び下沼部貝塚の域内における個人住宅建設に伴う事前の発掘調査の報告でございます。

今回の印刷部数に関しましては600冊でございます。うち、有償販売を150冊、無償配布を450冊とさせていただきます。販売価格は、1,300円でございます。郷土博物館及び本庁舎2階区政情報コーナーで販売をいたします。

周知方法でございますが、大田区報（平成27年5月11日号）及び大田区（郷土博物館）ホームページで御案内をさせていただきます。

主な配布先でございますが、無償配布ということといたしまして区役所関連部局、主に図書館16館及び各調査を行いました地元の特別出張所、または区内小・中学校でございます。

○委員長

ただいまの報告に、御意見・御質問はありませんか。

（「なし」との声あり）

○委員長

それでは、承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長

承認いたします。

次に移ります。

大田区教育委員会会議規則第3条第4項では、会議招集の告示後に緊急を要する事件があるときは、前条及び前2項の規定にかかわらず、委員長または委員は直ちにこれを会議に付議することができるものと定められています。

本日の定例会は、平成27年4月17日付で告示を行いました。その後緊急を要する案件があると事務局より伺っておりますので、日程第3において追加し、付議したいと思います。

日程第3について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第3は、「議案審議」でございます。議案を読み上げます。第50号議案 大田区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例原案の提出について、第51号議案 大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例原案の提出について、第52号議案 大田区教育委員会の組織に関する条例の一部を改正する条例原案の提出について、以上でござい

ます。

このうち、先ほど委員長の御説明がありましたが、告示後に追加となりました議案は第52号議案でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○委員長

第50号議案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、私から議案について御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が4月1日より施行されております。今回の改正により、教育長制度を中心に制度改正が行われましたが、改正後の同法の附則第2条の教育長についてはその教育委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとするとの経過規定を適用して、大田区教育委員会は従前の制度を継続しているところでございます。

ところが、予期せぬ理由により、教育長が任期満了前に退任となった場合には、その時点で新制度に移行することとなるため、あらかじめ新制度の実施に必要な条例等の整備を行っていく必要がございます。

第50号議案 大田区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例原案でございます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長が特別職の職員になったことに伴い、職務に専念する義務の特例を定めるため、条例を改正する必要があるため、この案を提出するというところでございます。

従前の制度では、教育長は一般職とされていましたが、新たな制度のもとでは特別職となります。これに伴いまして、大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例と題名を改めまして、網羅的に教育長のことについて定めることとしております。

また、一般的に特別職については職務専念義務の適用がないため、勤務の始業時間・終業時間の規定はありませんが、改正後の地教行法第11条第4項では、教育長の職務専念義務を規定しており、文部科学省では職務に専念すべき時間帯を特定しておく必要があるとの見解を示しております。

本条例第6条には、教育長の勤務時間その他の勤務条件については、大田区職員について定められているものの例によるとの規定が既にあるため、この規定を生かすことで改正は行わないこととしております。また、研修等の場合に職務専念義務を免除する規定を設ける必要がございますので、新たに第7条を設け、教育長の職務専念義務免除については、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例によると規定することとしております。

付則については、教育長の退任等により新制度に移行するまでの期間は、従前の例によるという内容となっております。

○委員長

ただいまの説明に対して、御意見・御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第50号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第50号議案について、原案どおり決定いたします。

続きまして、第51号議案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

第51号議案 大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例原案について説明をいたします。

提案理由といたしましては、公務災害補償の補償基礎額及び介護補償の補償限度額を改定するため、条例を改正する必要があるということが、この理由でございます。

同条例は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に対する補償の内容を定めるものでございます。急病等による収入の補償については、補償額を算定する基礎額に、東京都の医療職給料表を用いており、また、介護補償については労災保険と同水準とするという考え方に基づいておりました。今回、この基礎額等について変更があったことから、改正を行うものでございます。

改正点の第1は、東京都は平成26年度の給料について、公民較差解消のため、給料月額を引き上げを行いました。この点については、改正条例提案第1条として、改正後の金額をお示ししてございます。この金額の適用期間は、平成26年4月1日から、平成27年3月31日までとなります。

第2に、平成27年4月1日から、地域手当の引き上げと給料月額の引き下げをあわせて行う改定が行われたこと。また、労災保険の介護補償の上限額が改定されたことに対応する改定を行うものでございます。

第3に、休業補償については、経験年数別に金額が異なるわけですが、薬剤師について博士課程を修了した方については、就学期間を経験年数に含める取扱いとしてまいりました。これまで薬剤師は4年制学部を卒業後、修士課程2年、博士課程3年と博士号を取得するのに5年を要していたため、博士号を有する薬剤師には5年の経験年数を加算して取扱うこととしていたわけですが、今回、薬学部の学部教育を4年制から6年制とする改正が行われ、これに伴い、6年制学部卒業後の博士課程は4年制とされることになりました。これにあわせて、博士課程の就学期間である4年を経験年数に加えるという改正を行うものでございます。

○委員長

ただいまの説明に対して、御意見・御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第51号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第51号議案について、原案どおり決定いたします。

続きまして、第52号議案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

第52号議案 大田区教育委員会の組織に関する条例原案でございます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会の組織が改められたことに伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるというものでございます。

本案についても、予期せぬ教育長の退任により、新制度に移行した場合を想定して、必要な条例の整備を行うものでございます。改正後の地教行法第3条におきましては、教育長及び4人の委員をもって組織することが原則となっておりますけれども、特別区の教育委員会においては条例で定めるところにより、教育長及び5人以上の委員をもって組織することができるかとされております。本条例原案は、従来どおりの人数とするため、教育長及び5人の委員をもって組織することを定めるものでございます。

本件については、教育委員の任命権が区長にあることから、総務部所管とする考え方もあり協議をしておりましたが、一昨日、教育委員会の所管とすることで協議が整ったことから、追加議案として審議をお願いすることとしたものでございます。

○委員長

ただいまの説明に対して、御意見・御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第52号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第52号議案について、原案どおり決定いたします。

これをもちまして、平成27年第4回教育委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。

(午後4時6分閉会)